

平成28年度 協会事業計画

1 基本方針

当協会は、聴覚障害者の社会参加と福祉の向上をめざす法人理念のもと、神奈川県聴覚障害者福祉センターおよび川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理事業をはじめ、神奈川県盲ろう者通訳・介助員委託事業、法人自主事業その他の社会福祉事業を実施する。

事業の実施にあたっては、社会福祉法や障害者基本法、個人情報保護法、障害者差別解消法等の関連法令を遵守するとともに、障害当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

平成28年度は、神奈川県聴覚障害者福祉センターと川崎市聴覚障害者情報文化センターの第3期指定管理受託が始まる大きな節目の年である。また、国においては社会福祉法の改正により社会福祉法人のあり方を含めて見直しがなされる見込みである。社会福祉法人を取り巻く環境の変化に対応しつつ理事会評議員会含め体制の見直しに取り組む。なお、指定管理者制度の趣旨に鑑み、費用対効果の意識を持って経営に取り組んでいく。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理念

- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 一、聴覚障害（者）の問題を掘り起し、解決に向けて取り組む。
- 一、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 一、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 一、聴覚障害者が主体性を発揮して経営する。

2 事業等の実施

1の基本方針に基づき、次のとおり事業を実施し、会議を開催する。

(1) 第二種社会福祉事業

- ア 聴覚障害者情報提供施設 神奈川県聴覚障害者福祉センターおよび川崎市聴覚障害者情報文化センターの管理・運営

(別添 平成28年度神奈川県聴覚障害者福祉センター事業計画・川崎市
聴覚障害者情報文化センター事業計画 参照)

イ 手話通訳等事業（手話通訳者の派遣）

(ア) 手話通訳者の派遣

① 派遣について

企業や神奈川県又は公的団体等が実施する会議、大会等に派遣し、申請者が派遣費用を負担するもの。(聴覚障害者団体及び関係団体や神奈川県保健福祉部障害福祉課の所管は除く)

企業等、県機関、教育機関、司法、政党など

② 相談・情報提供業務

手話通訳者を利用したい団体（企業）などに、事前に聴覚障害者の特性や利用するときの注意点など説明し、理解・協力を得られるようにする。

ウ 手話指導講師等の派遣事業

高等学校・専門学校・大学・企業等への手話指導講師等の派遣

エ 要約筆記派遣事業

(ア) 聴覚障害者団体および関係団体以外からの依頼による派遣

- ① 企業内研修等
- ② 司法関係
- ③ 県関係（障害福祉課以外）
- ④ 教育機関
- ⑤ 市町村関係
- ⑥ その他

(イ) 相談・情報提供業務

要約筆記を利用したい団体（企業）などに事前に聴覚障害者の特性や利用するときの注意点など説明し、理解・協力を得られるようにする。

(ウ) 要約筆等指導講師の派遣

大学・企業・市町村等へ要約筆記者等講師の派遣をおこなう。

(2) 神奈川県受託事業

ア 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

聴覚と視覚の両方に障害のある方（盲ろう者）に、意思疎通の支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣する。課題として、予算の範囲内で行う事業のため、盲ろう者のニーズに全ては応えきれていないことがあ

げられ、この点を実施主体である県障害福祉課と協議していく。

イ 盲ろう者通訳・介助員養成事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講習を行い、もって盲ろう者の福祉の促進に寄与することを目的とする。

点字使用の盲ろう者が増えているため、点字のできる通訳・介助員の養成を検討する。

(ア) 回数 全15回

(イ) 実施 7月頃～9月頃

ウ 盲ろう者通訳・介助員現任研修事業

神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業を実施するにあたり、登録している盲ろう者通訳・介助員が現任研修会を通し、必要な通訳技術、介助技術及び知識を習得することにより資質の向上を図ることを目的とする。

(ア) 回数 未定

(イ) 実施 10月頃～3月頃の間で開催

エ 盲ろう者通訳・介助員頸肩腕障害健診事業

神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業を円滑に実施するにあたり、平成28年度神奈川県盲ろう者通訳・介助員（年60回以上の派遣頻度のある通訳・介助員を対象とする）に対して、頸肩腕障害健診を行い、情報保障者の健康の自主管理を図る機会を提供し、頸肩腕障害を予防することを目的とする。

健診に対する理解を深め、必要に応じて個別に説明し、受診を促進する。

オ 相談・情報提供業務

新規に登録を希望する盲ろう者に対して派遣制度の説明と登録手続きを支援する。また、複数の課題や解決困難課題を抱える盲ろう者について関係機関と連携し支援方針の策定等に関わっていく。

(3) その他の事業

ア 法人主催 神奈川県手話通訳者研修会

登録手話通訳者がこの研修会を通し必要な通訳技術及び知識を習得することにより資質の向上を図る。

(ア) 回数 2回（実技研修1回、講義研修1回）

(イ) 実施 時期は未定

イ 法人主催 神奈川県要約筆記者研修会

登録要約筆記者として、技術の研鑽及び要約筆記上必要な知識を習得することにより資質の向上を図る。

(ア) 回数 1回

(イ) 実施 12月～1月の間

ウ 第9回聴障センターまつりの開催 10月23日(日)

エ 手話通訳等の派遣事業に従事する登録者の頸肩腕検診(指定管理部門と共同)

オ 関係団体・機関との連絡調整、会議等

(ア) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業連絡会議

a 回数 6回程度

(イ) 聴障センターまつり打ち合わせ会

a 回数 8回

b 実施 4月～11月 月1回

c 団体 公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会

神奈川県中途失聴・難聴者協会

神奈川県盲ろう者ゆりの会

神奈川県手話通訳者協会

神奈川県要約筆記協会

神奈川県手話サークル連絡協議会

神奈川県要約筆記サークル連絡会

入町町内会

カ 職員の研修

キ 諸規定の整備

ク 市町村からの委託事業

政令指定都市及び中核市委託事業

手話通訳者養成等 相模原市、横須賀市

要約筆記者養成等 横須賀市

(4) 会議

次のとおり、会議を開催する。

ア 理事会・評議員会、苦情解決委員会

年月	会議	備考
28年4月	苦情解決委員会	
5月	理事会、評議員会	平成27年度事業報告・決算等

29年3月	理事会 評議員会	平成29年度事業計画・予算等
-------	----------	----------------

【備考】理事会等、必要に応じ臨時に開く場合あり

イ 所内会議等

原則月1回	所内会議	理事長会議、所長会議、本部事業課会議、施設事業課会議、総務課会議、全体会議
随時	所内委員会	職員による審議と行動をまとめる
原則月1回	ケース会議	相談、指導ケースの処遇対応等協議検討
隔月1回	手話通訳者・要約筆記者派遣担当者会議	手話通訳者、要約筆記者派遣等に共通する課題の検討及び研修等の事業調整、情報共有、相互支援の調整等

3 その他

(1) 監査

ア 行政監査 ※平成28年度は行政監査非該当

(ア) 法人指導監査 神奈川県

(イ) 財政援助団体等監査 神奈川県 川崎市

(2) 寄付金等の受け入れ

(3) 災害対応

聴覚障害者災害救援神奈川県域本部に参加し、関係団体と連携するとともに事務局を担う。

(4) 社会福祉法改正に関する対応の検討

社会福祉法の改正が国において進行中であり、これを受けて当法人においても理事会や評議員会、運営協議会等の法改正対応を検討していく。

(5) 法人事業強化・拡大（新規事業等）に関する検討